



県章

群馬県報

平成24年
12月18日(火)
第9055号

目次

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課） 2

公 告

- 予防接種業務を行う医師（保健予防課） 2
○肥料の登録事項に係る変更届出（技術支援課） 7
○土地改良事業計画の変更に係る縦覧（農村整備課） 7

公営企業公告

- 団地造成敷地の譲受人の公募（団地課） 8

入札公告

- 一般競争入札の実施（管財課） 8

■ 告 示

◎群馬県告示第382号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、安中市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により公告する。

平成24年12月18日

群馬県知事 大澤 正 明

県内全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
宇居 吾郎	うい内科クリニック	前橋市駒形町584-3

阿部 正	厩橋病院	前橋市江木町1241
天谷 太郎	厩橋病院	前橋市江木町1241
熊野 大志	厩橋病院	前橋市江木町1241
佐藤 浩司	厩橋病院	前橋市江木町1241
高嶺 朋三	厩橋病院	前橋市江木町1241
宮田 洋志	厩橋病院	前橋市江木町1241
横手 さえ子	厩橋病院	前橋市江木町1241
吉原 厚子	厩橋病院	前橋市江木町1241
遠藤 克明	えんどう内科クリニック	前橋市礪島町55-2
三浦 香登子	山王リハビリテーション病院	前橋市山王町133
桑原 武夫	上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
鶴巻 寛朗	上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
西岡 正樹	上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
星 恒輝	上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
安岡 秀敏	上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
五十嵐 隆通	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
岩崎 靖樹	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
宇敷 萌	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
小保方 優	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
佐藤 正行	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
瀧口 由希	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
山中 力行	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
大久保 斎	大久保医院	高崎市新町2846
中島 伸介	医療法人中央群馬脳神経外科病院	高崎市中尾町64-1
善如寺 明子	医療法人清明会善如寺医院	高崎市倉賀野町453-19
栗原 照昌	黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	高崎市矢中町188
後藤 和弘	黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	高崎市矢中町188
矢島 義昭	黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	高崎市矢中町188
山下 達矢	黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	高崎市矢中町188
浅見 雄司	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町36

飯島 真由子	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町36
岩瀬 晴香	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町36
上原 早苗	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町36
宇都宮 朋宏	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町36
櫻井 優一郎	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町36
土屋 敦子	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町36
増渕 裕朗	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町36
大井 晋介	花水木内科	高崎市下小島町93-10
松本 幹生	松本医院	高崎市相生町35
小川 龍	みさと診療所	高崎市箕郷町上芝628-1
松田 雄大	医療法人日野医院	桐生市広沢町4-1985
阿部 篤朗	さかいのクリニック	桐生市境野町2-617
井田 翔太	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
井上 貴晴	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
井上 真紀	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
入江 江美	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
岡 大祐	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
押本 浩一	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
風間 俊文	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
春日 夏那子	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
金子 真理	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
岸田 浩一	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
小畑 力	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
小林 裕樹	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
小林 裕幸	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
小林 幹男	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
小松 央憲	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
澁澤 良	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
高橋 辰徳	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
滝澤 大地	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1

竹内 卓	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
長澤 亨	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
中島 正博	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
橋本 悠	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
畑中 健	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
深井 泰守	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
星野 隼矢	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
細井 康博	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
本田 哲	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
御任 一光	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
宮地 那実	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
山岸 高宏	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
横川 友美	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
手計 登	板垣整形外科医院	伊勢崎市東本町110-7
赤川 誠	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
大崎 憲	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
小川 愛	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
中川 裕太	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
矢田 康子	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
吉澤 秀和	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
山崎 征雄	倉繁医院	伊勢崎市西久保町1-1361
佐野 由佳	公益財団法人脳血管研究所附属美原記念病院	伊勢崎市太田町366
小西 孝典	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481
山崎 あずさ	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
石田 恵美	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
神島 一帆	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
多賀谷 裕子	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
平井 伸幸	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
新井 修平	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
氏家 紘平	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1

牛久 妙	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
遠藤 朝美	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
大木 一成	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
岡添 友洋	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
笠原 慶充	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
鈴木 康太	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
高木 陽子	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
高田 考大	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
高山 真祐子	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
田中 志岳	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
叢 岳	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
野仲 聡志	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
堀口 桂志	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
石井 陽一郎	群馬県立小児医療センター	渋川市北橘町下箱田779
鎌 裕一	群馬県立小児医療センター	渋川市北橘町下箱田779
橘木 浩平	群馬県立小児医療センター	渋川市北橘町下箱田779
飯島 研史	北毛病院	渋川市有馬237-1
高田 晋	北毛病院	渋川市有馬237-1
新井 洋佑	医療法人社団三思会くすの木病院	藤岡市藤岡607-22
小暮 真也	医療法人社団三思会くすの木病院	藤岡市藤岡607-22
高草木 智史	医療法人社団三思会くすの木病院	藤岡市藤岡607-22
長坂 崇史	医療法人社団三思会くすの木病院	藤岡市藤岡607-22
庭前 野菊	医療法人社団三思会くすの木病院	藤岡市藤岡607-22
岡野 孝雄	公益財団法人群馬慈恵会松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1
高橋 研吾	公益財団法人群馬慈恵会松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1
塚越 浩志	公益財団法人群馬慈恵会松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1
草野 建祐	吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院	吾妻郡中之条町大字五反田3891
松川 幸英	吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院	吾妻郡中之条町大字五反田3891
小泉 裕之	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136
島谷 和弘	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136

古市 勝二	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136
小林 剛	長野原町へき地診療所	吾妻郡長野原町大字応桑1449-2
吉澤 千景	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町大字原町698
入内島 裕乃	医療法人高德会上牧温泉病院	利根郡みなかみ町石倉198-2
土田 浩之	医療法人高德会上牧温泉病院	利根郡みなかみ町石倉198-2
田口 洋祐	田口小児科医院	佐波郡玉村町上新田1889
及川 幹夫	医療法人樹心会角田病院	佐波郡玉村町上新田675-4
新井 孝之	新井内科クリニック	邑楽郡大泉町仙石4-40-9
奥澤 次郎	医療法人社団醫光会群馬アレルギー疾患・呼吸器内科病院	邑楽郡邑楽町篠塚3233-1

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成24年12月18日

群馬県知事 大澤 正 明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称	変更年月日	変更事項	新	旧
群馬県登録第103号	乾燥菌体肥料	新進6.0乾燥菌体肥料	株式会社新進	平成24年2月8日	生産業者の住所	東京都千代田区外神田1丁目18番19号	東京都千代田区神田佐久間町3丁目38番地
群馬県登録第10005号	乾燥菌体肥料	新進7.5乾燥菌体肥料	株式会社新進	平成24年2月8日	生産業者の住所	東京都千代田区外神田1丁目18番19号	東京都千代田区神田佐久間町3丁目38番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営松義東部土地改良事業計画（区画整理）を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 平成24年12月19日から平成25年1月24日まで
- 縦覧に供する場所 安中市役所及び富岡市役所

■ 公営企業公告

群馬県団地造成事業に関する条例（昭和37年群馬県条例第32号）第5条第1項の規定により、多田山産業団地の造成敷地の譲受人を次のとおり公募する。

平成24年12月18日

群馬県企業管理者 関 勤

- 1 団地の名称 多田山産業団地
- 2 分譲区画、分譲面積及び分譲単価

分譲区画	所在地	分譲面積	分譲単価	備考
A区画	前橋市西大室町地内	3,889.67㎡	17,200円/㎡	A区画及びB区画には、法面がある。法面の分譲単価は、分譲する土地の条件により異なる。
B区画	伊勢崎市赤堀今井町二丁目地内及び前橋市西大室町地内	59,164.59㎡		
C区画	前橋市西大室町地内	841.57㎡		

- 3 分譲価格 分譲面積に分譲単価を乗じて得た金額（1円未満の端数切捨て）を分譲価格とする。
- 4 土地代金の支払方法 契約時に契約額の全額又は20パーセント以上を支払い、残金については、5年以内の年利1.39パーセント、元金均等半年賦払いとする。ただし、割賦金利は、実勢金利に従い変更することがある。
- 5 譲受人の資格 当該区画において、製造業又は製造業に付随するサービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業その他これらに類する業種を自ら経営しようとする者であり、群馬県団地造成事業に関する条例等関係法令に適合するものとする。
- 6 受付開始日 平成24年12月18日
- 7 申込方法 所定の団地買受申込書による。
- 8 受付場所及び問い合わせ先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企業局団地課販売室 電話027-226-3953

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年12月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量 群馬県庁舎等で使用する電気 年間予定使用電力量 9,886,000kWh
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県庁舎電気需給仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所 群馬県庁舎
 - (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100

分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成24・25年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者は、規則第190条の2の規定により、平成25年1月4日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月18日（金）までに資格者名簿に登載が確認できたものであること。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定による一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 履行開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (7) 前年度（平成23年度）における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が $0.463 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ 以下であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部管財課設備管理係（担当 久保、池田） 電話027-226-2126（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 平成24年12月18日（火）から平成25年1月18日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 競争参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を平成25年1月18日（金）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）に、上記(1)の場所まで提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年2月1日（金）午後2時 群馬県庁11階111会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同年1月31日（木）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県総務部管財課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県庁舎等で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、平成25年度歳入歳出予算が平成25年3月31日までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement for the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural Government Offices / Supply of electric power: 9,886,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2013 to March 31, 2014
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural Government Offices
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 18, 2013 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: February 1, 2013 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 31, 2013 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2126(Japanese only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
